

家づくり補助・助成制度〈2017年度〉

データは2017年4月4日時点のものです。内容の変更や募集が終了している場合があります。最新の内容は担当部署にお問い合わせください。当データは新築住宅の建築に関する制度と内容を一部抜粋したものです。詳しい内容や他の制度については、各自治体にお問い合わせください。制度の利用については、契約した住宅会社と相談することをおすすめします。

県・市・町	制度名	内容	助成金額	担当課	連絡先
富山県	不動産取得税の減免制度	三世以上の直系親族(1)が同居するための住宅又は3人以上の子ども(2)が居住するための住宅を取得した場合に係る不動産取得税の減免(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの取得に限る)(1)同居する最年少の世代に23歳未満の者が含まれていることが必要(2)子どもは、23歳未満の者を対象とする。 ※地方税法に基づく住宅軽減措置(床面積50㎡以上240㎡以下)に加え、床面積の上限を350㎡に引き上げ	減免額(地方税法による住宅軽減措置と同様) 住宅・・・1,200万円×税率 土地・・・下記のいずれか高い額・45,000円 ・土地1㎡評価額×住宅の床面積の2倍(上限200㎡)×税率	富山県総合県民事務所 課税第二課	076-444-4505 076-444-4629
富山市	省エネ設備等導入補助事業	市内の自ら居住する住宅に、補助対象の省エネ設備を新たに導入された方。(ペレットストーブに関しては市内の事業所に設置した場合も対象です。)	HEMS(家庭用エネルギー管理システム)・・・1万、太陽熱利用システム、エコウィル・・・3万、エネファーム、ペレットストーブ蓄電システム・・・5万 中熱利用システム・・・10万 (組み合わせは自由、重複も可)	環境政策課	076-443-2053
	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	市内の自ら居住する住宅に、新たに太陽光発電システム(最大出力2kW以上)を設置し、電力会社と系統連系の契約を結ばれた方。	一律5万円(1人(1住宅)あたり1回限り)		
	公共交通沿線住宅取得支援事業	一戸建て住宅新築又は購入の場合:敷地面積200㎡以上、住戸専用面積100㎡以上、敷地面積の10%以上を緑化(うち、5%以上を接道部分にて確保)	金融機関からの借入金額の3% 限度額30万円(上乗せ対象の場合、限度額最大50万円)	居住対策課	076-443-2112
	まちなか住宅取得支援事業	一戸建て住宅新築又は購入の場合:住戸専用面積75㎡以上、敷地面積の5%以上を緑化(うち、2%以上を接道部分にて確保)	金融機関からの借入金額の3% 限度額50万円		
	マルチハビテーション推進事業	富山県外に住所がある個人で、所得税非課税世帯者でないこと。「まちなか」に住宅を新築又は購入により取得した者。	補助額 25万円(上乗せ対象の場合、35万円)		
	とやまの木が見える家づくり推進事業	助成の対象となる住宅 ①市内で自ら居住するために、新築、増築又はリフォームされる木造住宅で、使用木材量のうち20%以上市内産材が使用されている ②上記住宅で、床・内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に、20㎡以上市内産材が使用されていること ※その他、補助対象条件がありますので、担当課にお問い合わせください。	補助額 厚さ30mm以上の板材 3,000円/㎡ 厚さ30mm未満の板材 2,000円/㎡ (上限20万円)	森林政策課	076-443-2019
高岡市	まちなか住宅取得支援事業	市が定めている「まちなか区域」において実施するものであること。 A一戸建て住宅の新築又は建売住宅を購入し、移住する場合:延床面積75㎡以上、緑化面積2%以上 B隣接した土地の購入の場合:現在居住している土地、または居住しようとする土地に隣接した30㎡以上の土地を購入すること	A.建設費及び住宅購入費と住宅ローンのどちらか低い額より5% B.[全額]30万円	建築住宅課	0766-30-7291
	新婚家庭住宅建築資金利子補給事業	結婚後5年以内又は3年以内に婚姻予定で、住宅ローンを借りられた方。 利子補給利率:年1.0% 期間:最長5年	利子補給額:最大で年間4万円、最長5年間で20万円		
魚津市	うおつの木利用促進事業	①1戸建ての木造住宅又は木造併用住宅(住宅以外の部分の床面積が50㎡以下かつ延床面積の50%未満)及びこれと一連の利用状況にある付属建物(車庫、納屋及び倉庫)。 ②市内で自ら居住又は使用するために新築、増築又は改修するもの。 ③建築士が設計したもの。	魚津産の木の使用量 5㎡以上から使用量に応じて5万円～40万円支給	都市計画課	0765-23-1031
	魚津市転入者住宅取得支援制度	①市外に住民票を有する方で、市内に自ら居住するために住宅を新築される方、または購入される方。 ②住民票を市内へ移動すること。 ③住宅取得費用が100万円以上であること。 ④市税等を滞納していないこと。	・新築住宅は取得額の4%(限度額40万円) ・中古住宅は取得額の2%(限度額20万円) ・子育て支援加算(一律10万円)		
	魚津市市内居住者住宅取得支援制度	①市内に住民票を有する方で、市内に自ら居住するために住宅を新築される方、または購入される方。 ②敷地が購入した土地であること。 ③住宅取得額が500万円以上であること。 ④市税等を滞納していないこと。	新築住宅取得額の3%(限度額30万円)		
氷見市	水見産木材活用促進事業	市内に自ら居住するため水見産木材を3㎡以上使用しての新築・増改築	1㎡あたり2万円(上限30万円以内)	農林畜産・いのしし対策課	0766-74-8097
	氷見市定住マイホーム取得支援補助金	住宅の取得から1年後の日までにおいて次のいずれかに該当すること。(新築、中古とも可) ①市内在住の40歳未満の者 ②市外に転入直前1年以上に住んでいて、転入してから1年以内の者	①に該当の場合、最大50万円 ②に該当の場合、最大100万円。(基本補助額に加え、加算要件を満たせば補助額が増加する。) 新築の場合、取得費用の1/10以内。中古の場合、取得費用の1/2以内を限度とする。	商工業・しごとづくり・JUIターン応援課	0766-74-8075
滑川市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	化石燃料代替エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の防止を図るため、市内で住宅用太陽光発電システムを設置された個人に対し、補助金を交付するもの。 【対象者】以下の条件を満たす者 ・自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システム(10kw未満のシステムで、未使用かつリース契約によるものではないこと。)を設置、または同システムが設置された住宅を新たに購入した者 ※同一住宅に対する補助金の交付は1回限りとする。 ・住宅用太陽光発電システムを設置した住宅の所在地に住居を有する者 ・市税を滞納していない者	5万円/件	生活環境課	076-475-2111
	まちなか住宅取得支援事業	住戸専用面積75㎡以上、3年以上継続して居住される方。 親族2人以上の世帯の同居される方	金融機関等からの借入額の3/10(限度額50万円)	まちづくり課	076-475-2111
黒部市	住宅取得支援補助制度(転入者住宅取得支援制度)	黒部市外からの転入者で、住宅(土地を除く)を新築又は購入するため、金融機関等から借入金を有している方は有する予定の方で、平成23年4月1日以前に、転入届を提出される方。 また、市税等の滞納のない方。	○基本助成→住宅を取得するための借入金額の2%。ただし、新築は40万円、中古は20万円を上限。 ○加算助成→新築、中古とも まちなか又は地鉄沿線区域での取得に10万円を加算。 ※「まちなか」は工業専用地域を除く都市計画用途地域。「地鉄沿線」は富山地方鉄道荻生駅から宇奈月温泉駅までの軌道沿線で、各駅から概ね半径500m以内の範囲。	都市計画課	0765-54-2647
	住宅取得支援補助制度(まちなか住宅取得支援制度・地鉄沿線住宅取得支援制度)	黒部市内居住者で「まちなか」あるいは「地鉄沿線」の区域外から、新たに「まちなか」又は「地鉄沿線」区域内住宅(土地を除く)を取得し、新築又は購入するため、金融機関等から借入金を有している方は有する予定の方。かつ、平成23年4月1日以前に、転入届を提出される方。かつ、市税等の滞納のない方。 ※「まちなか」は工業専用地域を除く都市計画用途地域。「地鉄沿線」は富山地方鉄道荻生駅から宇奈月温泉駅までの軌道沿線で、各駅から概ね半径500m以内の範囲。	基本助成→住宅を取得するための借入金額の2%。ただし、新築は20万円、中古は10万円を上限。		
	地域材活用促進事業	建築士が設計した一戸建ての木造住宅(店舗併用住宅含む)及び付属建物(車庫・納屋)で、市内に自ら居住するために新築又は増改築するもので、市内産木材を5㎡以上使用したもの	補助額 市産材使用量 5㎡以上7.5㎡未満:10万円 7.5㎡以上10㎡未満:15万円 10㎡以上:20万円(建築主が市外から転入する場合は、10万円を加算。)	農林整備課	0765-54-2111
福波市	三世代同居・近居住宅支援事業補助金	【同居】「三世代同居」とは、親子、孫等の三世代以上の者が同一敷地内もしくは隣接する敷地(当該敷地内に宅内用水または宅道がある場合を含む)に住居していることをいいます。 【近居】「三世代近居」とは、親子、孫等の三世代以上の者が同一の自治振興会の区域内(庄東小学校及び庄川小学校の通学区域内にあつては、それぞれの通学区域内)もしくは市内で直線距離500メートルの範囲内に居住していることをいいます。 【補助対象者】三世代家庭であつて、次の(1)～(7)の要件をすべて満たすもの (1)三世代家庭の全員が、市内に住居を有していること。 (2)新築工事又は既存住宅の増改築工事(リフォーム工事を含む。)の契約者であること。 (3)三世代家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。 (4)三世代家庭の全員が、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 (5)砺波市定住促進空き家活用補助金(敷居村ミュージアムより)の交付を受けていないこと。 (6)補助金の交付決定後、3年以上三世代同居を継続すること。 なお、当該家庭に外国人を含む場合は(1)～(6)の要件に加え、当該外国人が法令に基づき日本国に永住権を有し、かつ、市の住民基本台帳に記載されているものとします。 【補助対象工事】次の(1)～(3)の要件をすべて満たすもの (1)【同居】平成27年4月1日以後に契約したもの。【近居】平成29年4月1日以後に契約したもの。 (2)費用の合計額(消費税及び地方消費税を含む。)が、50万円以上のもの。ただし、次に掲げる工事に係る費用を除きます。ア敷地造成、附属施設、門、塀その他外構工事 イその他市長が不適当と認める工事 (3)建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たすもの。 次に掲げる工事は、対象工事とはしません。(1)賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅の工事 (2)公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事 (3)災害等による保険給付金の対象となる工事 (4)三世代家庭に属する者が自ら施工する工事(その者が代表である法人事業者が施工するものを除く。) (5)砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係るこの補助金の交付を受けた住宅に係る工事(6)過去にこの要綱による補助金の交付を受けた住宅に係る工事	【同居】対象工事に要する費用の10分の1。ただし、20万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。 【近居】対象工事に要する費用の20分の1。ただし、10万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。	都市整備課	0763-33-1111
小矢部市	太陽光発電システム設置費補助金	・市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置、又は市内の住宅用太陽光発電システム付住宅を購入。(出力2kW以上のもの) ・小矢部市に居住する人 ・市税に滞納がないこと ・平成22年4月1日以前に、太陽光発電システムを設置した人または太陽光発電システム付住宅を購入した人 ・発電された電力を自ら居住する住宅で使用していること	一件につき5万円	生活協働課	0766-67-1760
	ペレットストーブ設置推進事業補助金	【対象者】以下の全てにあてはまる方 (1)小矢部市にお住まいの方もしくは、小矢部市に事務所を有する法人・団体 (2)ペレットストーブを設置する建物の所有者又は管理者 (3)市税に滞納がない 【対象となるペレットストーブ】以下の全てにあてはまるもの (1)木質ペレットを燃料として使用するもの (2)燃料の定量的な供給ができる構造 (3)未使用のペレットストーブ	対象経費の1/3(千円未満切捨/上限5万円)		
	定住促進助成金	自らの居住の用に供するために市内において住宅を取得した者(住宅の所有者)であつて、当該住宅に入居し、住所を有する方に対して助成を行います。 ・更地に住宅を新築した場合 ・元の住宅を(全て)取壊し、同じ場所に住宅を新築した場合・建売住宅を購入した場合 ・中古住宅を購入した場合 ※申請及び交付時において、その住宅に現に居住しており、世帯全員の市税等に滞納がないことが条件となります ※交付を受けた日以後3年以内に住所が変わる場合や市税等に滞納が生じた場合などには、助成金の全額を返還することが必要となる場合があります。	建物取得額の10%(1,000円未満の端数は切り捨て) 【限度額】 ①同じ敷地内で住宅を新築又は購入した場合 10万円 ②市内の中で転居して住宅を新築又は購入した場合 20万円 ③転入して1年以内に市内にて住宅を新築又は購入した場合 100万円※転入して住宅を新築又は購入した方は中学生までのお子さん1人あたり10万円を加算し、小矢部市内施設フリーパスポート(無料利用券)を発行	企画政策課	0766-67-1760
おやべの木活用促進事業	(1)一戸建ての住宅(店舗併用住宅を含む。)及びその付属建物(車庫、納屋)であること。 (2)市内で自ら居住するため新築、増改築、修繕又は模様替をするもので、小矢部市産木材を3立方メートル以上使用すること。 (3)建築士が設計した建物(修繕又は模様替をする場合においては、その行為を建築士が建築基準に適合していることと証明したものであること。 (4)市税に滞納がないこと。	補助額 小矢部市産木材の使用量1㎡あたり2万円(1件当たり限度額50万円とし使用量に1㎡に満たない端数があるときは、これを切り捨てる)	農林課	0766-67-1760	
南砺市	住宅用太陽光発電システム設置補助金	1.平成21年4月1日以後に自らが所有し居住する住宅に発電容量が2キロワット以上の太陽光発電システム(未使用に限る)を設置。 2.電力会社と系統連係に関する契約を締結した者。 3.同一住宅に対して1回限り。 4.市税を滞納していないこと。 5.平成30年3月31日まで	5万円	エコビレッジ推進課	0763-23-2050
	南砺市定住奨励金事業(南砺市に住んでみないけ事業)	①市外に居住されている方(5年以上)が、市内に居住を目的として宅地と住宅を取得され居住を始めた場合。 ②市内に居住されている方(5年以上)が、平成20年4月1日以降市内に転入し、転入した日から2年以内に同一敷地以外に新たに宅地と住宅を取得して転居した場合。 ③上記のほかで、市内に居住を目的として宅地と住宅を取得され居住を始めた場合。	①②新築50万円、中古30万円、共に申請者以外の人世帯人員割として一人につき5万円の加算あり ③新築30万円、中古10万円、人員割加算は無し。 ※平成27年4月1日以降の転入の場合 ①②新築100万円、中古60万円、共に申請者以外の人世帯人員割として一人につき5万円の加算あり ※山間過疎地域は1.5から2.0倍	南砺で暮らしませんか課	0763-23-2037
	三世代同居世帯奨励金補助制度	孫世代が夫婦となって三世代同居となった方に補助する。対象は平成26年4月1日以前に三世代同居世帯となった方。 ①三世代同居世帯(孫世代夫婦が転入または転居して三世代世帯となった世帯) ②三世代同居新築世帯(婚姻届を提出した日から1年以内に転入または転居して三世代世帯となった世帯)	①月額1万円(1年間) ②月額2万円(2年間は1万円) ※山間過疎地域は1.5から2.0倍		
	南砺三世代同居推進住宅改修等助成金	三世代同居をしている、もしくは行おうとしている方がア既存住宅の増築、改築、模様替又は修繕工事 イ既存住宅の機能向上のために行う修繕、改築または設備改善のための工事 ウ同一敷地内の住宅新築工事のいずれかの工事を行った場合に助成する。 ①三世代夫婦親族 孫が夫婦であるもの。ただし、第7条第8号の領収書の日付から3年以上三世代同居親族となるものとする。 ②三世代新築親族 三世代夫婦親族のうち、孫の婚姻届の提出の日以後1年以内の夫婦であるもの ③三世代家族 孫が単身のもの	助成対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)に5分の1を乗じた額。 ・三世代夫婦親族 限度額3,000,000円 ・三世代家族 限度額1,000,000円 山間過疎地域は1.5倍もしくは2倍		
	南砺市の木活用促進事業	南砺市産材を3㎡以上使用しての新築・増改築	補助額 1㎡あたり2万円(上限50万円)	農林課	0763-23-2016
上市町	若年世帯定住促進事業	①夫婦合わせて75歳未満の世帯が自らの居住の用に供する目的で住宅を取得・新築、増改築、又は民間賃貸住宅を賃借した場合。 ②住宅の登記面積が100㎡以上で、平成29年4月1日(登記記載日)以降に取得したもの。 ③民間賃貸住宅で、平成29年4月1日以前に賃借したもの。 ④平成30年3月31日までに事業が完了するもの。	①転入世帯の住宅新築(指定地域の団体内:100万円、指定地域の団体外:50万円、その他:20万円) ②町内在住の住宅新築(指定地域の団体内:50万円、指定地域の団体外:25万円、その他:10万円) ③中古住宅を取得した場合は、①、②のそれぞれ半額 ④転入世帯の民間賃貸住宅の賃貸(10万円) ⑤町内在住の民間賃貸住宅の賃貸(5万円)	建設課	076-472-1111
	上市町地域材活用促進事業	①木造の一戸建て住宅で、併用部分を除く登記面積が100㎡以上の建築基準法に基づき新築又は増改築したもの及びその付属建物(車庫、納屋)。 ②県内産木材を3㎡以上使用したもの。 ③建築士が設計したもの。 ④平成30年3月31日までに事業が完了するもの。	①県内産材使用の場合、製品材積1㎡当たり1万円 ②上市町産材使用の場合製品材積1㎡当たり2万円 ①、②について、1㎡に満たない端数がある場合、それぞれ切り捨て ※補助金限度額は20万円		
立山町	移住定住事業補助金	主に、県外から立山町に移住(県外から県内他市町村へ転入後一年以内を含む)し、対象住宅に居住する場合は住宅改修及び建築等(移住先地区や工事種別)(リフォーム・新築等)により、世帯要件や補助額が異なること。 ・対象経費が50万円以上(消費税込み)の工事であること。 ・原則、建物本体の「居住部分」に対する工事費用が対象。	①リフォーム:最大100万円(世帯要件による特別加算を含む) ②新築・増築:最大25万円(交付に際して世帯要件あり) ※さらに、立山町産材を1㎡に満たない端数がある場合は、最大10万円の加算あり。	企画政策課	076-462-9980
	入善町	住まい・まちづくり推進事業(安心定住づくり推進事業)	【同居住宅支援補助】 2親等以内の者が居住する住宅に新たに同居するために必要な住宅の建築 【近居住宅支援補助】 1親等以内の者が居住する同一自治公団設置区域に新たに新築または購入 ①子育て世帯には補助額度の加算(加算額10万円) 【近居住宅支援補助】 新築または取得価格の1/2以内(限度額40万円) ※町外転入者には補助限度額の加算(加算額20万円) ※子育て世帯には補助額の加算(加算額10万円)	住まい・まちづくり課	0765-72-1100
朝日町	新エネルギー・省エネルギー推進事業	住宅用太陽光発電システム、電力使用量表示システムを設置する者に対し、設置費用の一部を補助。 ※町内に住所を有し居住されている方、もしくは事業完了後、直ちに町内に居住される方で、町税等の滞納がないこと。	・住宅用太陽光発電システム 1kWあたり2万円(上限8万円) ・電力使用量表示システム 設置費用の3分の1以上(上限1万円)	住民・子ども課	0765-83-1100
	住宅取得奨励金	①住宅を新築又は町外からの転入により住宅(中古含む)を購入して、固定資産税相当額を3年間交付。町外からの転入の場合は、転入奨励金として住宅取得助成金と転入者人数分の支度金を交付。 ②購入中古住宅、既存住宅(同居型)町外から転入(1夫婦)ありで、リフォーム費用の一部を助成。町外中古住宅の助成額は対象工事費の1/2、最高100万円まで、既存住宅(同居型)は、町内業者50万円。事前申込みが必要。 ③民間賃貸住宅家賃補助。公的賃貸住宅、事業者従業員の住宅、親族が所有する住宅及び一軒家を除く。 ④空き家情報バンクに登録されている空き家補助。 ※①②ともに申請者本人及び同一生計者が町税を滞納していないこと。	①20万円以内 新築・増築(同居型)100万円 転入(限家庭型)150万円 転入(別居型)100万円 転入(限家庭型)150万円、中古25万円、新築2万円 人数分(商品券)、団地購入:50万円 ②30万円以内 ③2人以上の世帯月額5万円、1人世帯月額5千円、1人世帯を除く10万円×人数分(商品券)、1人世帯を除く10万円×人数分(商品券)。	建設課	0765-83-1100
	朝日町地域材活用促進事業	①1戸建ての木造住宅又は木造併用住宅(住宅以外の部分の床面積が50㎡以下かつ延床面積の50%未満の場合を含む)及びその同一敷地内にある附属建物(車庫・納屋・倉庫)であること。 ②町内で自ら居住するために新築・増改築するもの。 ③朝日町産材を5㎡以上使用すること。 ④建築士が設計した建物であること。 ※朝日町産材の使用量(m)に補助	補助額 1㎡当たり 2万円	農林水産課	0765-83-1100